

役員報酬規程

(目的)

第1条 公益社団法人色彩検定協会（以下「本会」という）の理事及び監事（以下役員という）の報酬の支給については、定款第26条に基づき、この規程の定めるところによる。

(役員の種類と適用範囲)

第2条 役員とは、社員総会で選任された理事及び監事をいう。
2. 常勤役員とは、週3日以上出勤している役員のことをいう。
3. 役員待遇の顧問、嘱託等について、この規程を準用する。

(報酬の種類)

第3条 常勤役員の報酬は本給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤役員の報酬は非常勤役員手当とする。

(役員報酬の総額)

第4条 役員報酬の総額は、社員総会で決定するものとする。

(役員報酬の決定)

第5条 個々の報酬額については理事会にて決定する。

(特別調整手当)

第6条 特別調整手当の月額は、理事会にて決定する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、常勤役員には、その通勤費の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(特別手当)

第8条 特別手当は、6月、12月にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。
この場合、基準前1ヶ月以内に退職または死亡した役員についても同様とする。
特別手当の額は、理事会決議によりその者の職務実績に応じて、これを増額または減額することが出来る。
また、理事会等に出席の場合の手当は、別途決定する。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員の日当は理事会にて決定し、出席の都度、現金にて支給する。
交通費は、実費支給する。

(役員報酬の支払いと控除)

第10条 役員報酬の暦月計算とし、従業員給与の支給日に支給する。

2. 税金、社会保険料等の控除及び本人から申し出のあった前払金、貸付金、立替金積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

(昇格、降格等による報酬の変更)

第11条 常勤役員が、昇格または、降格した場合、あるいは理事または監事に就任した時の報酬については、その手当の相応する金額を支給する。

2. 常勤役員が、非常勤に就任したときは、その服務の実態に応じて新しく報酬額を決定する。

(長欠等の役員報酬)

第12条 役員が病気その他の事由によって長欠した場合の報酬は、その任期が満了するまでは原則として減額しない。ただし、役員が、年2回の理事会に欠席した場合の報酬は、原則として支給しない。

(本給報酬の昇給基準)

第13条 本給は役員の役位により段階的に支給額を定めるものとし、次の基準により調査検討の上、理事会が協議し決定する。

1. 一般従業員の給与額及び昇給率
2. 本人の業務能力、実行の度合い及び最近の業績評価
3. 法人の財務状況

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、社員総会の議決を経て行う。

(附則)

本規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。